



Diversity

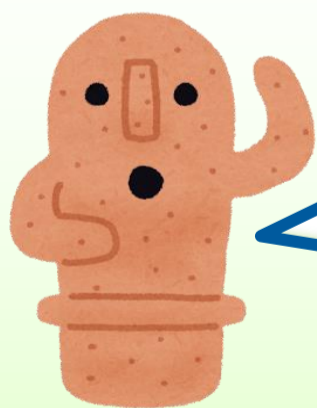
ダイバーシティ

ダイバーシティとは

ダイバーシティとは多様性のことです。人には、年齢、障害の有無や種類、性別、性的指向・性自認、生まれ育った地域や環境、考え方などに様々なちがいがあります。また、これらのちがいが複合的に重なり合っています。

自分らしく活躍する

すべての人には生まれながらに平等に人権を享受し、生きていく権利があります。外見や年齢などの「見えるちがい」、経験や文化などの「見えないちがい」、価値観などの「内なるちがい」を問わず、個々の多様性を尊重し認め合うことで、人々が自分らしく活躍することができます。



年齢、性別、生まれ育った地域、考え方など、人には様々なちがいがあります。自分の周りの様々なちがいを受け止め、お互いを認め合いましょう。

ありのままを肯定的に受け入れ、多様性を尊重することで、すべての人が自分らしく活躍できます。



詳しくは堺市
ホームページへ

市政におけるダイバーシティの位置づけ

本市では、「堺市基本計画2025」、「堺市SDGs未来都市計画」、「第3期堺市人権施策推進計画」、「第5期さかい男女共同参画プラン」において、多様性を掲げ、誰一人取り残さない社会の実現をめざしています。

また、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行し、平和と人権を尊重する社会の実現に向けた取組を推進しています。詳しくは、下記二次元コードより堺市ホームページ掲載の計画等をご覧ください。



堺市基本計画
2025



堺市SDGs
未来都市計画



第3期堺市人権
施策推進計画



第5期さかい男女
共同参画プラン



堺市平和と人権を尊重
するまちづくり条例



子や親を含めたファミリーシップ宣誓を開始しました！

～堺市パートナーシップ宣誓制度～

堺市では、堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例に基づき、一人ひとりが互いに人権を尊重し、ありのままを認め合い、すべての人が自分らしく暮らすことのできる社会の実現に向けて取り組んでいます。その取組の一環として、性的少数者の方を対象とした「堺市パートナーシップ宣誓制度」を平成31年4月から実施しています。

この度、性的少数者の方々の多様な家族のあり方を尊重し、性の多様性について一層の理解促進を図るため、本市パートナーシップ宣誓制度を拡充し、子や親を含めたファミリーシップ宣誓を導入しました。

パートナーシップ宣誓とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活で相互に協力し合うことを宣誓した性的少数者の方に、宣誓書受領証を交付します。

平成31年から実施している



ファミリーシップ宣誓とは

パートナーとなる2人に加え、ファミリーとなる人（2人の親又は子）の名前を宣誓書受領証に記載できます。

今回導入した

宣誓書受領証

【パートナーシップ宣誓書受領証】

【ファミリーシップ宣誓書受領証】

パートナーシップ宣誓をされた2人にはパートナーシップ宣誓書受領証を、ファミリーシップ宣誓をされた2人にはファミリーシップ宣誓書受領証を交付します。

ファミリーシップ宣誓で希望される場合は宣誓に含めた子や親にも宣誓書受領証を交付します。

詳しくは堺市ホームページをご覧ください

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/jinken/sakaipartnership.html>

〈お問い合わせ先〉堺市ダイバーシティ企画課

TEL 072-228-7159 FAX 072-228-8070

